

件名	愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	児童福祉法
<p>【条例の概要】</p> <p>愛媛母子生活支援センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲等について定める。</p> <p>1 センターの業務  配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の保護及び生活の支援に関する業務</p> <p>(1) 入所による保護に関すること。  (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導に関すること。  (3) 自立の促進のために必要な生活の支援に関すること。  (4) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関すること。  (2) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。  (3) その他知事が定める業務</p> <p>3 入所者  児童福祉法第23条第1項本文の規定による保護の実施の必要があると認められる配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童</p> <p>4 母子保護の実施解除の依頼  知事は入所者に自立しようとする意欲が認められないとき等においては、母子保護の実施者に対し、児童福祉法の母子保護の実施の解除を依頼することができる。</p> <p>5 管理上の措置  指定管理者は、管理上必要があると認めるときは入所者の室内検査等を行うことができる。</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 43,838千円（平成17年度当初予算額）  2 施設の種類 母子生活支援施設（児童福祉法第38条）  3 入所定員 20世帯  4 管理受託者 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>	